

「商品先物取引法施行規則」及び
「商品先物取引業者の監督の基本的な指針」改正案に対する意見書

農林水産省 食料産業局 商品取引グループ 御中
経済産業省 商務流通保安グループ 商取引・消費経済対策課 御中
経済産業省 商務流通保安グループ 商取引監督課 御中
FAX 03-3501-6646
publiccomment-sakimono26@meti.go.jp

東京投資被害弁護士研究会 代表幹事 弁護士 茨木 茂

事務局長 弁護士 島 幸明

東京都中央区銀座 2-5-7GM2 ビル 6 階 西銀座法律事務所

Tel 03-3567-0301 Fax 03-3561-6720

e-mail yshima@mocha.ocn.ne.jp

外

2014年(平成26年)4月17日

当研究会は2004年4月に東京の3つの弁護士会において、消費者事件・投資被害の解決に取り組む弁護士間の申し合わせによって設立された弁護士によって構成される任意団体である。

当研究会は、2013年8月13日付で、商品先物取引の不招請勧誘禁止の撤廃に強く反対する意見書を提出した。

この点、今般2014年4月5日付けで、経済産業省及び農林水産省(以下、「経産省等」という。)において、商品先物取引法施行規則(以下、単に「規則」という。)及び商品先物取引業者等の監督の基本的な指針に関する改正案(以下「本改正案」という。)が公表され、意見募集(パブリックコメント)がなされていることから、これについて以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

改正案規則第102条の2第1号、同第2号について、強く、反対する。

第2 意見の理由

自社以外の商品先物取引業者との間でハイリスク取引の経験があると申告させて、自社との商品先物取引契約を締結させるおそれのあるものであって、このような安易な改正案には反対である。

3 規則第102条の2第2号について

(1) 現行の商品先物取引法第214条第9号及びそれに基づく商品先物取引法施行令第30条は、不招請勧誘を原則として禁止し、例外的に禁止の対象から除外することが許される行為について、「委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない行為」に限定している。本改正案は、70歳未満の個人顧客について、熟慮期間等を設定した契約の勧誘（規則第102条の2第2号）を加えるものであるが、下記に述べるとおり、熟慮期間等の設定を考慮しても、70歳未満の個人顧客に対しては、電話又は訪問による勧誘を事実上解禁し、規則によって、不招請勧誘禁止を定めた法律の規定を骨抜きにするものであり、委託者保護の点から許されない。このような規則の改正は、法律の委任の範囲を超えていると言わざるを得ないもので、強く反対である。

なお、規則第102条の2第2号は、70歳以上の場合は契約できないとするが（そもそも何故70歳とするのか不明である）、商品先物取引業者が70歳以上の顧客に対して、勧誘目的で電話又は訪問すること自体を禁止する文言ではなく、商品先物取引業者が、顧客に勧誘目的で無差別に電話又は訪問を行って顧客との接点をもった後当該顧客が70歳以上であった場合には、後日、当該顧客から商品先物取引を行いたいとの申出があったとして、商品先物取引を開始させるといった潜脱行為が行われることは容易に予想される。

(2) 次に本規則改正案は、商品取引契約の内容として7日間の熟慮期間を設定し、取引金額が証拠金の額を上回るおそれのあること等についての理解度を確認するとするものであるが、こうした熟慮期間は、旧海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（以下「海先法」という。）に類似の規定があったが、トラブル防止にほとんど機能しなかったという歴史的事実を踏まえたものではなく、書面による理解度確認についても、これまでなされていた方法であるが、トラブル防止には役立たなかったものである（契約締結後、7日間経過後から取引を開始するなどすればよいのである。）。

また理解度確認の書面についても、同従業員から「取引を開始するのに必

5 結論

以上のとおり、本改正案は、そもそも透明かつ公正な市場を育成し、委託者保護を図るべき監督官庁の立場と相容れないものである上、「委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない行為として主務省令で定める行為を除く」（商品先物取引法第214条第9号括弧書き）とする法律の委任の範囲を超え、施行規則によって法律の規定を骨抜きにするものと言わざるを得ない。

商品先物取引市場を活性化したいのであれば、商品先物取引の勧誘を望んでおらず、同取引と無縁の生活をしている一般消費者（素人。特に高齢者）に突然、甚大な経済的損失を生じさせる危険を持ち込むような「不招請勧誘」などに頼るべきではなく、市場の公正・適正化や信頼回復に努めるべきである。

そのことは、不招請勧誘によらないインターネット取引により取引高拡大を果たした、FX取引等の例を見れば明らかであって、「不招請勧誘」とそれに引き続く対面取引による手数料稼ぎが、商品先物取引被害の元凶となり、ひいては商品先物取引及びその業者への不審に繋がっていることは間違いないところである。

よって、当研究会としては、本改正案については強く反対する。

以 上